

経済・府政記者クラブ資料配布

京 都 労 働 局 発 表

令和6年7月18日（木）

担
当

京都労働局労働基準部労災補償課

労災補償課長 西 直 樹

労災管理調整官 川 部 竜 喜

電話 075-241-3217（内線 231）

報道関係者 各位

令和5年度「京都労働局における過労死等の労災補償状況」

～脳・心臓疾患の請求件数は35件で前年度より1.94倍の増加

精神障害の請求件数は98件で前年度より1.26倍の増加～

京都労働局における令和5年度の「過労死等※の労災補償状況」を取りまとめましたので公表します。

※ 「過労死等」とは、過労死等防止対策推進法第2条において、「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいう。」と定義されています。

1 脳・心臓疾患の労災補償状況

- (1) 請求件数は35件（全国9番目）であり、前年度の18件（全国12番目）より17件増加し、約2倍増となった。【表1-1】
- (2) 支給決定件数は11件で、前年度の3件より8件増加。【表1-1】
時間外労働時間別の支給決定件数は「60時間以上～80時間未満」が4件、「100時間以上～120時間未満」「120時間以上～140時間未満」「140時間以上～160時間未満」が各2件の順であった。【表1-5】
- (3) 業種別の請求件数は「医療・福祉」9件、「運輸業、郵便業」7件、「製造業」6件の順に多い。支給決定件数は「製造業」及び「卸売業、小売業」が各3件、「運輸業、郵便業」2件の順であった。【表1-2】
- (4) 職種別の請求件数は「専門的・技術的職業従事者」8件、「輸送・機械運転従事者」7件「運搬・清掃・包装等従事者」6件の順に多い。支給決定件数は「輸送・機械運転従事者」が4件、「生産工程従事者」3件の順であった。【表1-3】
- (5) 年齢別の請求件数は「60歳以上」が15件、「50～59歳」11件、「40～49歳」8件の順に多い。支給決定件数は「50～59歳」が4件、「30～39歳」「40～49歳」「60歳以上」が各2件の順であった。【表1-4】

- (6) 就業形態別の請求件数は「正規職員・従業員」１７件、「契約社員」３件、「パート・アルバイト」１件の順であった。支給決定件数は「正規職員・従業員」が９件で最も多かった。【表1-6】

2 精神障害の労災補償状況

- (1) 請求件数は９８件（全国１０番目）であり、前年度の７８件（全国１０番目）に比べ２０件（1.26倍）増加した。【表2-1】
- (2) 支給決定件数は２０件であり、前年度２８件に比べ８件減少。【表2-1】
出来事別にみると「セクシュアルハラスメントを受けた」７件、「上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた」５件、「顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた」３件の順に多い。【表2-7】
- (3) 業種別の請求件数は「医療、福祉」が３４件で前年度に続き最多、「卸売業、小売業」１６件、「製造業」１０件の順に多い。支給決定件数は「医療、福祉」７件、「運輸業、郵便業」５件、「建設業」２件の順であった。【表2-2】
- (4) 職種別の請求件数は「専門的・技術的職業従事者」が３１件で前年度に続き最多、「事務従事者」１７件、「サービス職業従事者」１５件、「運搬・清掃・梱包等従事者」９件と続く。支給決定件数は「事務従事者」７件、「専門的・技術的職業従事者」５件、「サービス職業従事者」４件の順であった。【表2-3】
- (5) 年齢別の請求件数は「40～49歳」２７件、「50～59歳」２３件、「20～29歳」及び「30～39歳」が各２０件の順に多い。支給決定件数は「20～29歳」７件、「30～39歳」及び「40～49歳」が各５件の順であった。【表2-4】
- (6) 時間外労働時間別の支給決定件数は、「100時間以上～120時間未満」が４件で最も多かった。【表2-5】
- (7) 就業形態別の支給決定件数は「正規職員・従業員」が自殺事案２件を含め１７件であった。他の就業形態では「契約社員」２件、「パート・アルバイト」１件であった。【表2-6】

表1－1 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）の労災補償状況

(件)

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分	請求件数	16	26	21	18	35
	決定件数	24	20	15	15	29
脳・心臓疾患	支給決定件数 (認定率)	4 (16.6%)	4 (20.0%)	4 (26.6%)	3 (20.0%)	11 (37.9%)
う ち 死 亡	請求件数	2	4	0	3	8
	決定件数	4	4	1	0	9
	支給決定件数 (認定率)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (33.3%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第8号に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患等（「過労死」等事案）について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図1－1 脳・心臓疾患に係る労災請求・決定件数の推移

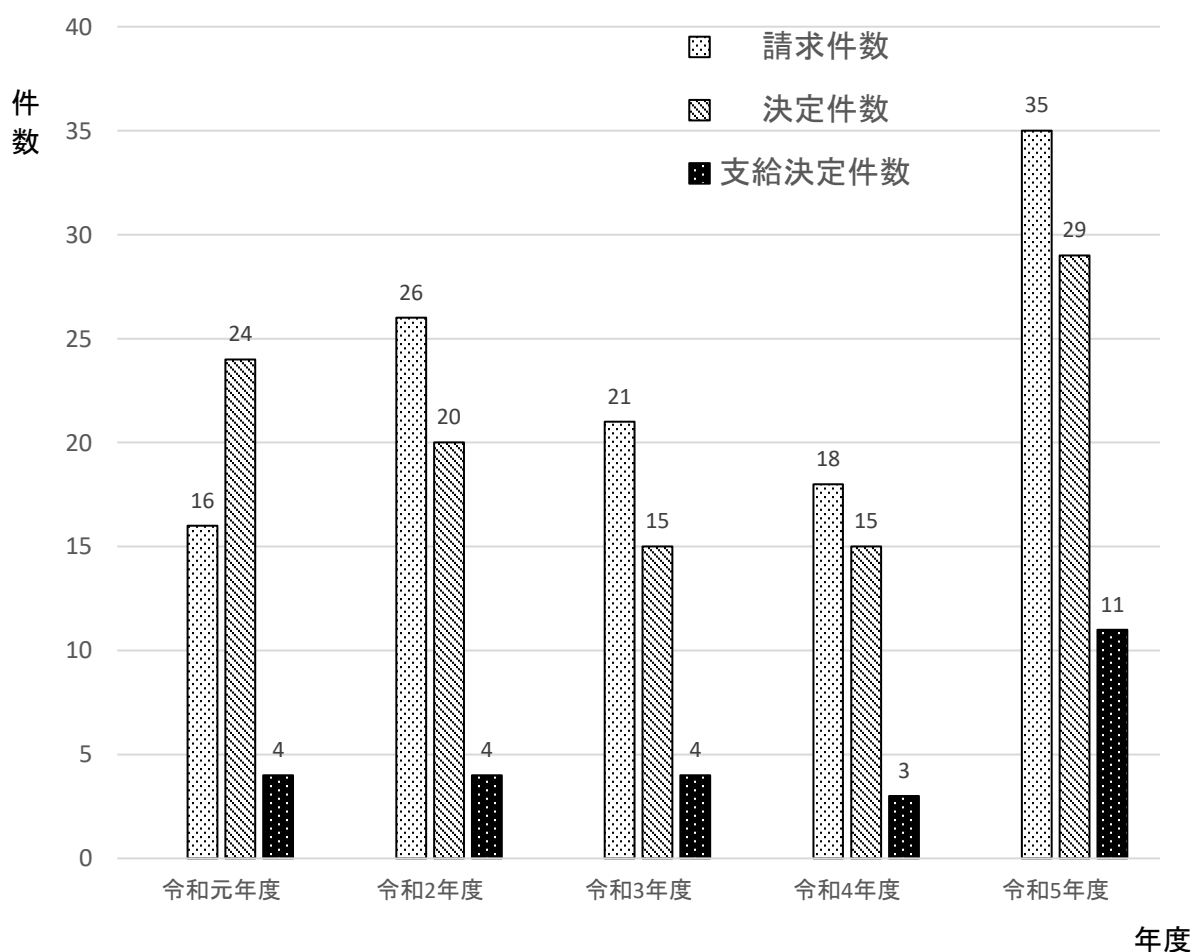


表1-2 脳・心臓疾患の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業 種	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農 業、林 業、漁 業、鉱 業、 砕 石 業、砂 利 採 取 業	0	0	0	0	0	0
製 造 業	5	1	0	6	6	3
建 設 業	1	2	0	2	4	0
運 輸 業、郵 便 業	2	4	3	7	3	2
卸 売 業、小 売 業	3	0	0	5	7	3
金 融 業、保 険 業	0	0	0	0	0	0
教 育、学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0
医 療、福 祉	1	3	0	9	3	1
情 報 通 信 業	0	0	0	0	0	0
宿 泊 業、飲 食 サービス 業	0	3	0	0	0	0
その他の事業(上記以外の事業)	6	2	0	6	6	2
合 計	18	15	3	35	29	11

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図1-2 業種別構成比

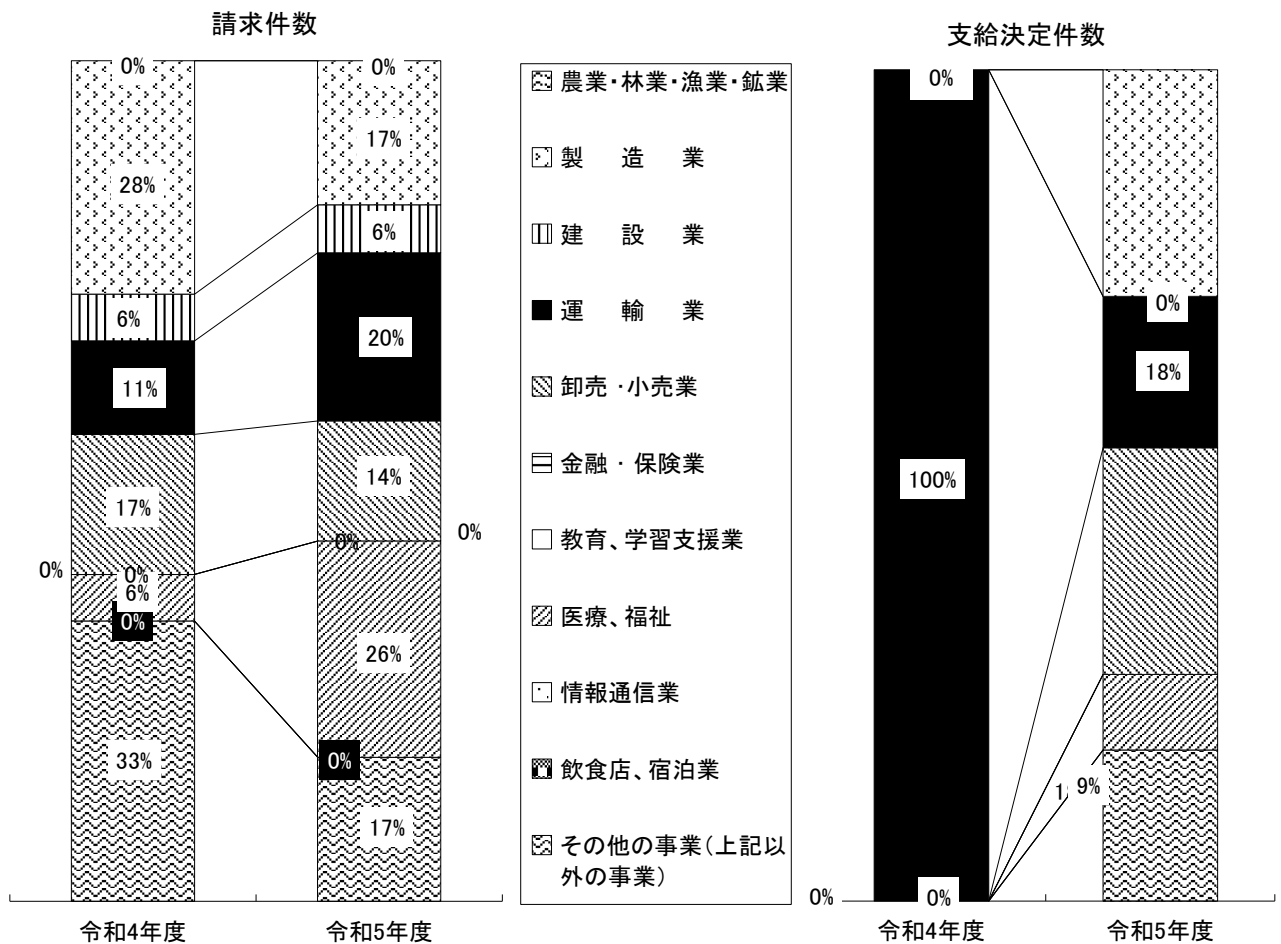


表1-3 脳・心臓疾患の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年 度 職 種	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	2	2	0	8	5	1
管理的職業従事者	1	1	0	1	1	0
事務従事者	0	0	0	1	1	0
販売従事者	3	0	0	4	4	1
サービス職業従事者	2	4	0	2	2	1
輸送・機械運転従事者	1	3	2	7	5	4
生産工程従事者	1	1	0	3	4	3
運搬・清掃・包装等従事者	6	3	1	6	4	1
建設・採掘従事者	2	1	0	1	2	0
その他の職種(上記以外の職種)	0	0	0	2	1	0
合 計	18	15	3	35	29	11

注 1 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

2 「その他の職種(上記以外の職種)」に分類されているのは、保安職業従事者、農林漁業作業者などである。

図1-3 職種別構成比

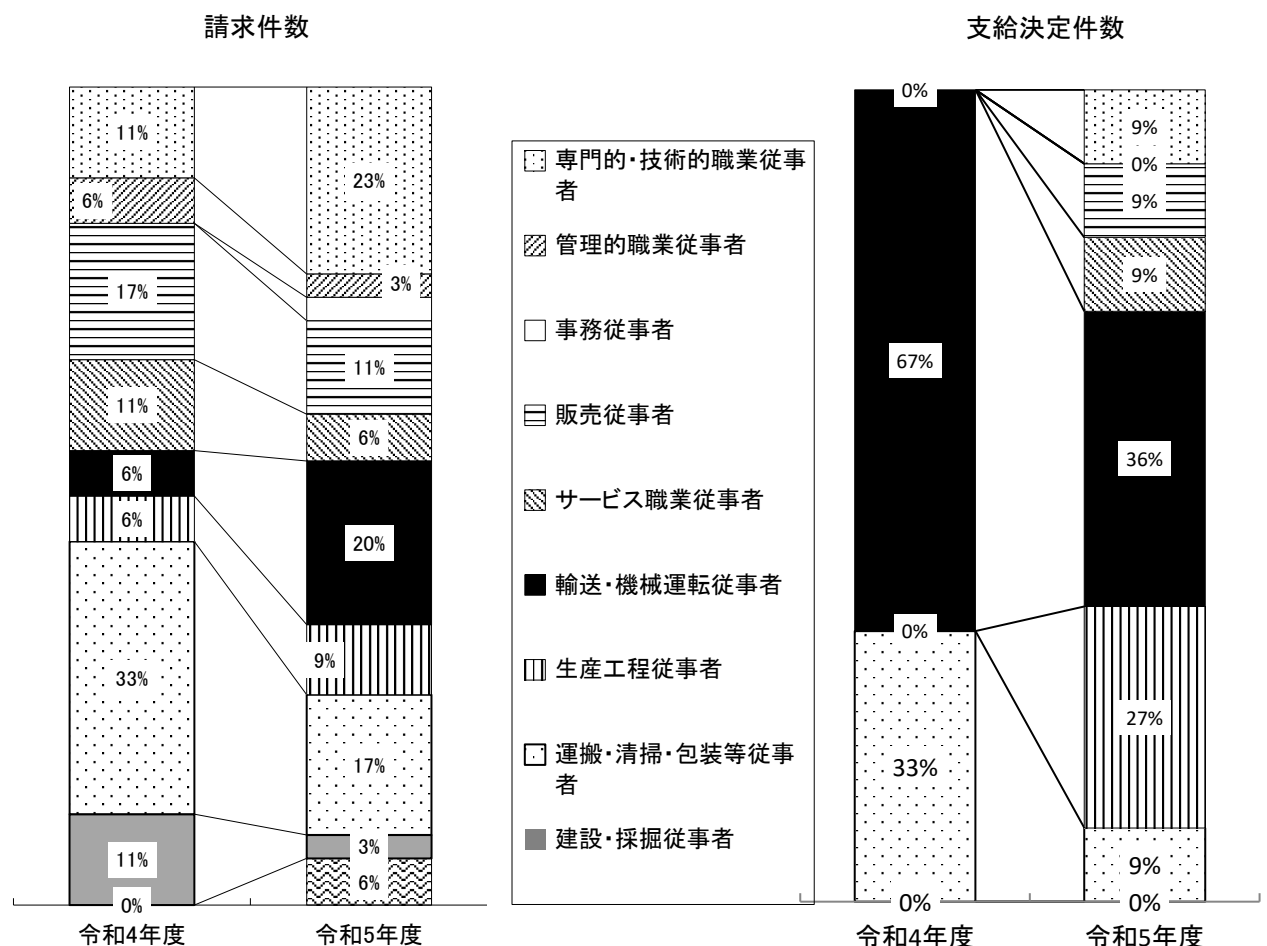


表1－4 脳・心臓疾患の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年齢	年度	令和4年度				令和5年度			
		請 求 件 数		支 給 決 定 件 数		請 求 件 数		支 給 決 定 件 数	
			うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡
19 歳 以 下		0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳		1	0	0	0	0	0	1	0
30 ～ 39 歳		1	0	0	0	1	1	2	2
40 ～ 49 歳		1	0	0	0	8	2	2	0
50 ～ 59 歳		9	1	1	0	11	2	4	0
60 歳 以 上		6	2	2	0	15	3	2	1
合 計		18	3	3	0	35	8	11	3

図1－4 年齢別構成比

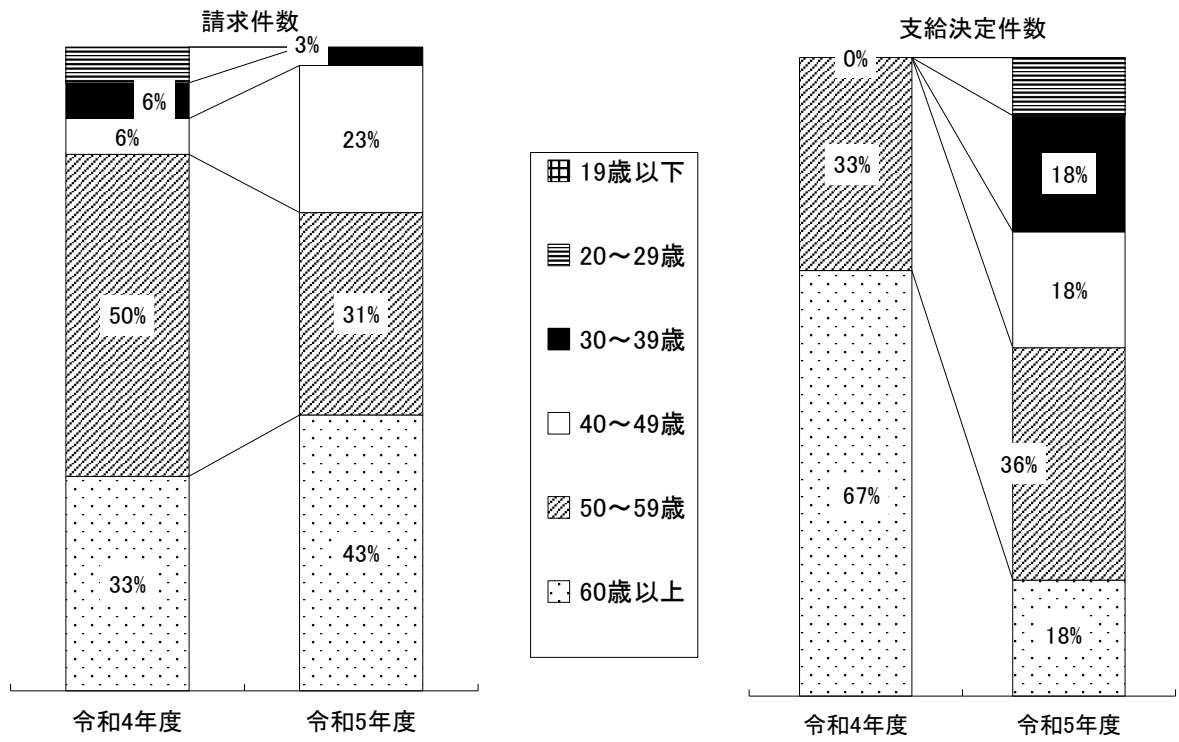


表1－5 脳・心臓疾患で「長期間の過重業務」により支給決定された事案
（1か月平均の時間外労働時間数別）

（件）

区分	年度	令和5年度	
			うち死亡
45 時 間 未 満		0	0
45 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		0	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		4	1
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		1	1
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		2	0
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		2	0
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		2	1
160 時 間 以 上		0	0
合 計		11	3
（ 参 考 ） 支 給 決 定 件 数		11	3

注 本表の合計件数と支給決定件数との差は、認定要件のうち、「作業環境」により支給決定された事案の件数である。

表1－6 脳・心臓疾患の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 区分	令和4年度				令和5年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち死亡		うち死亡		うち死亡		うち死亡	
正規職員・従業員	7	0	2	0	17	6	9	3
契約社員	0	0	0	0	3	1	0	0
派遣労働者	2	0	1	0	0	0	0	0
パート・アルバイト	4	0	0	0	1	0	0	0
その他(特別加入等)	2	0	0	0	8	2	2	0
合 計	15	0	3	0	29	9	11	3

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤務先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-1 精神障害の労災補償状況

(件)

年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区 分						
精神障害	請求件数	79	77	66	78	98
	決定件数	56	63	43	76	81
	支給決定件数 (認定率)	23 (41.0%)	22 (34.9%)	14 (32.5%)	28 (36.8%)	20 (24.6%)
うち自殺 (未遂を含む。)	請求件数	7	2	2	1	4
	決定件数	3	6	6	3	2
	支給決定件数 (認定率)	0 (0%)	4 (66.6%)	4 (0%)	1 (33.3%)	2 (100%)

- 注) 1 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に係る精神障害について集計したものである。
 2 決定件数は、当該年度に請求されたものに限るものではない。
 3 支給決定件数は、決定件数のうち業務上として認定した件数である。
 4 認定率は、支給決定件数を決定件数で除した数である。

図2-1 精神障害に係る労災請求・決定件数の推移

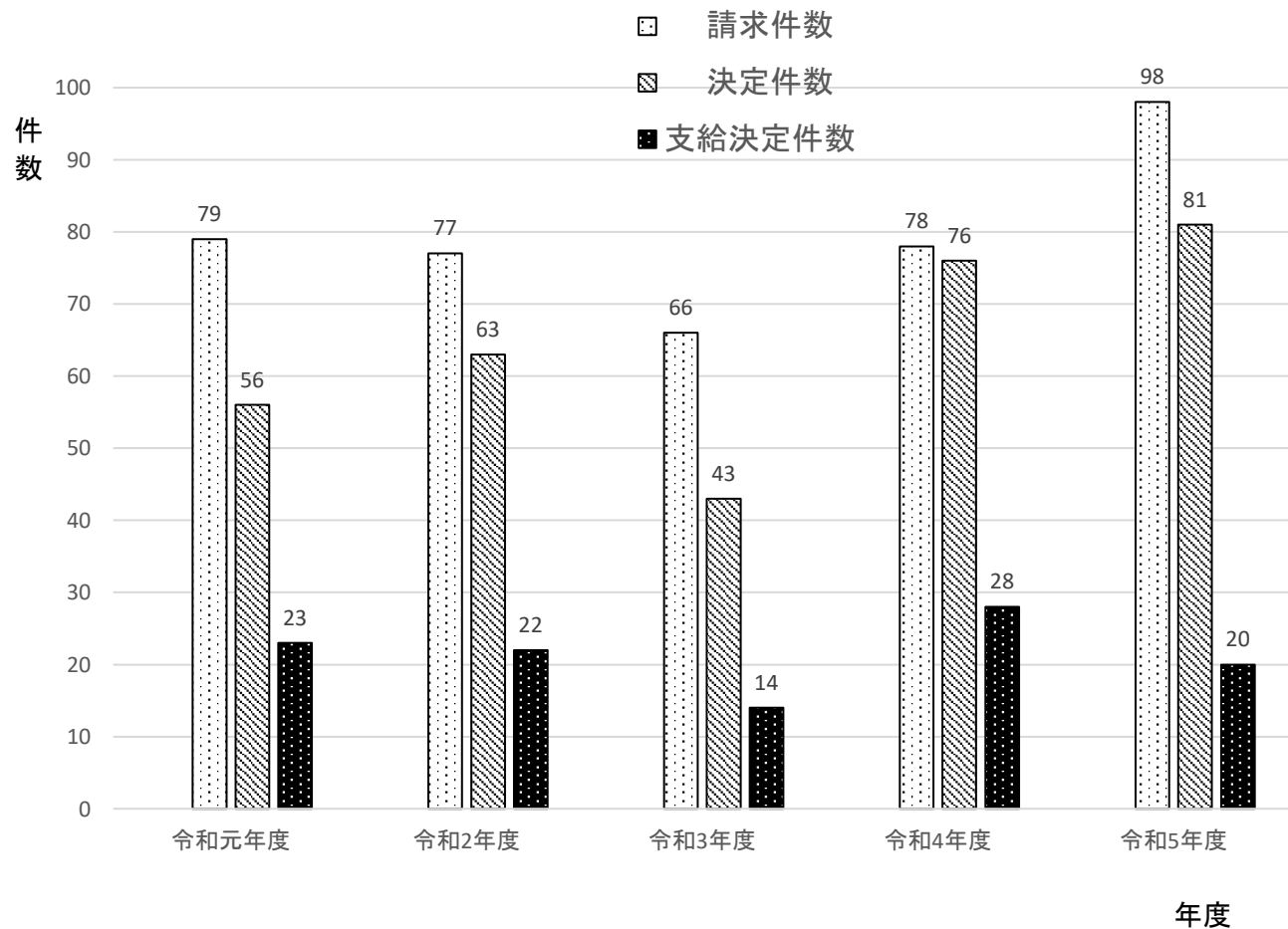


表2-2 精神障害の業種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

業種	年度	令和4年度			令和5年度		
		請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
農業、林業、漁業、鉱業、 砕石業、砂利採取業		1	0	0	0	1	0
製 造 業		10	13	4	10	10	1
建 設 業		6	4	1	2	3	2
運 輸 業、郵便業		10	4	0	9	12	5
卸 売 業、小 売 業		8	11	5	16	13	1
金 融 業、保 険 業		1	0	0	0	1	0
教 育、学 習 支 援 業		3	4	2	7	4	0
医 療、福 祉		23	23	8	34	23	7
情 報 通 信 業		0	1	1	1	0	0
宿泊業、飲食サービス業		7	9	3	5	5	1
その他の事業(上記以外の事業)		9	7	4	14	9	3
合 計		78	76	28	98	81	20

注 1 業種については、「日本標準産業分類」により分類している。

2 「その他の事業(上記以外の事業)」に分類されているのは、不動産業、他に分類されないサービス業などである。

図2-2 業種別構成比

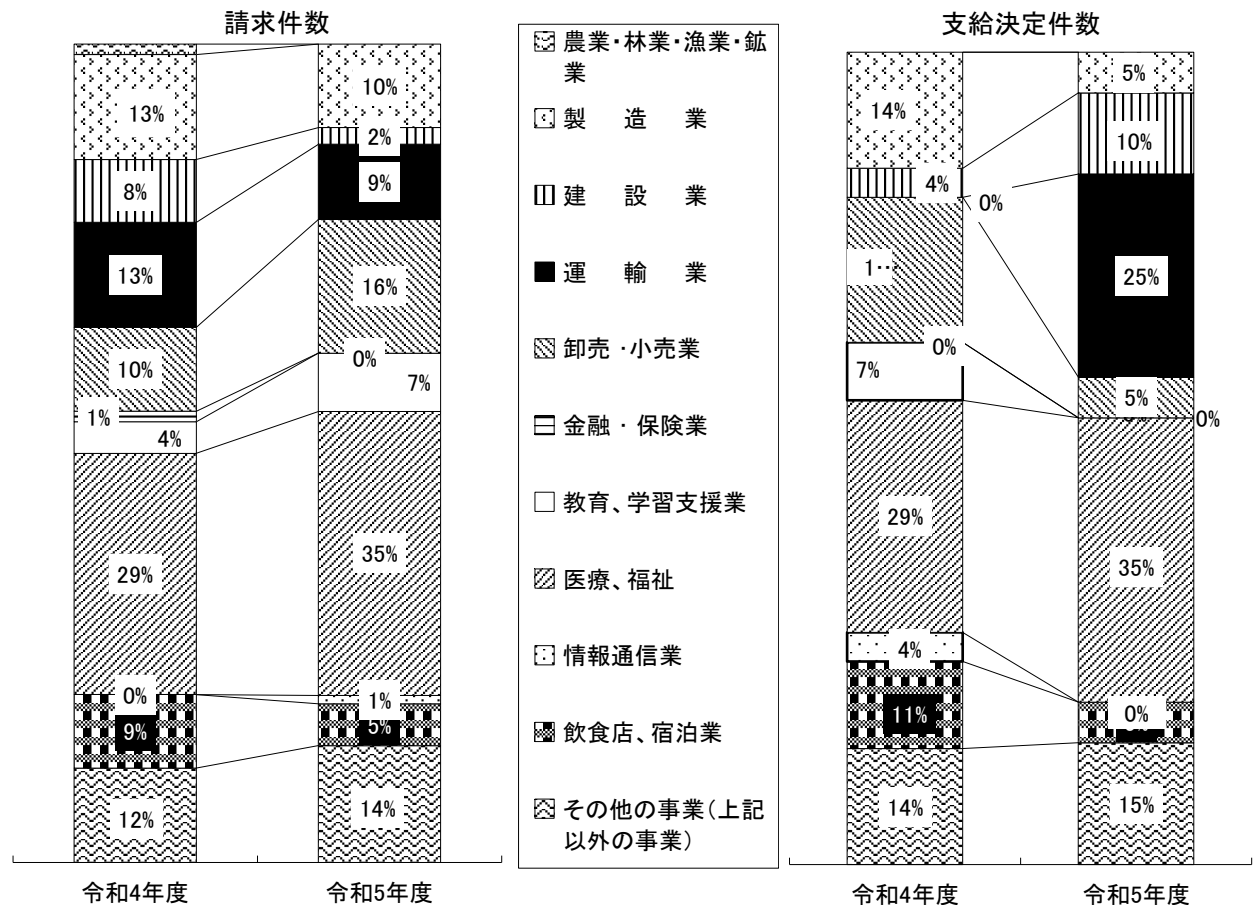


表2-3 精神障害の職種別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年 度 職 種	令和4年度			令和5年度		
	請求件数	決定件数	うち支給決定件数	請求件数	決定件数	うち支給決定件数
専門的・技術的職業従事者	22	21	8	31	20	5
管 理 的 職 業 従 事 者	0	4	3	3	0	0
事 務 従 事 者	14	10	3	17	20	7
販 売 従 事 者	6	5	1	7	6	0
サ ー ビ ス 職 業 従 事 者	13	16	6	15	12	4
輸 送 ・ 機 械 運 転 従 事 者	3	2	0	6	2	1
生 産 工 程 従 事 者	8	11	5	7	7	1
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 従 事 者	10	6	2	9	11	2
建 設 ・ 採 掘 従 事 者	0	1	0	0	0	0
その他の職種(上記以外の職種)	2	0	0	3	3	0
合 計	78	76	28	98	81	20

注 職種については、「日本標準職業分類」により分類している。

図2-3 職種別構成比

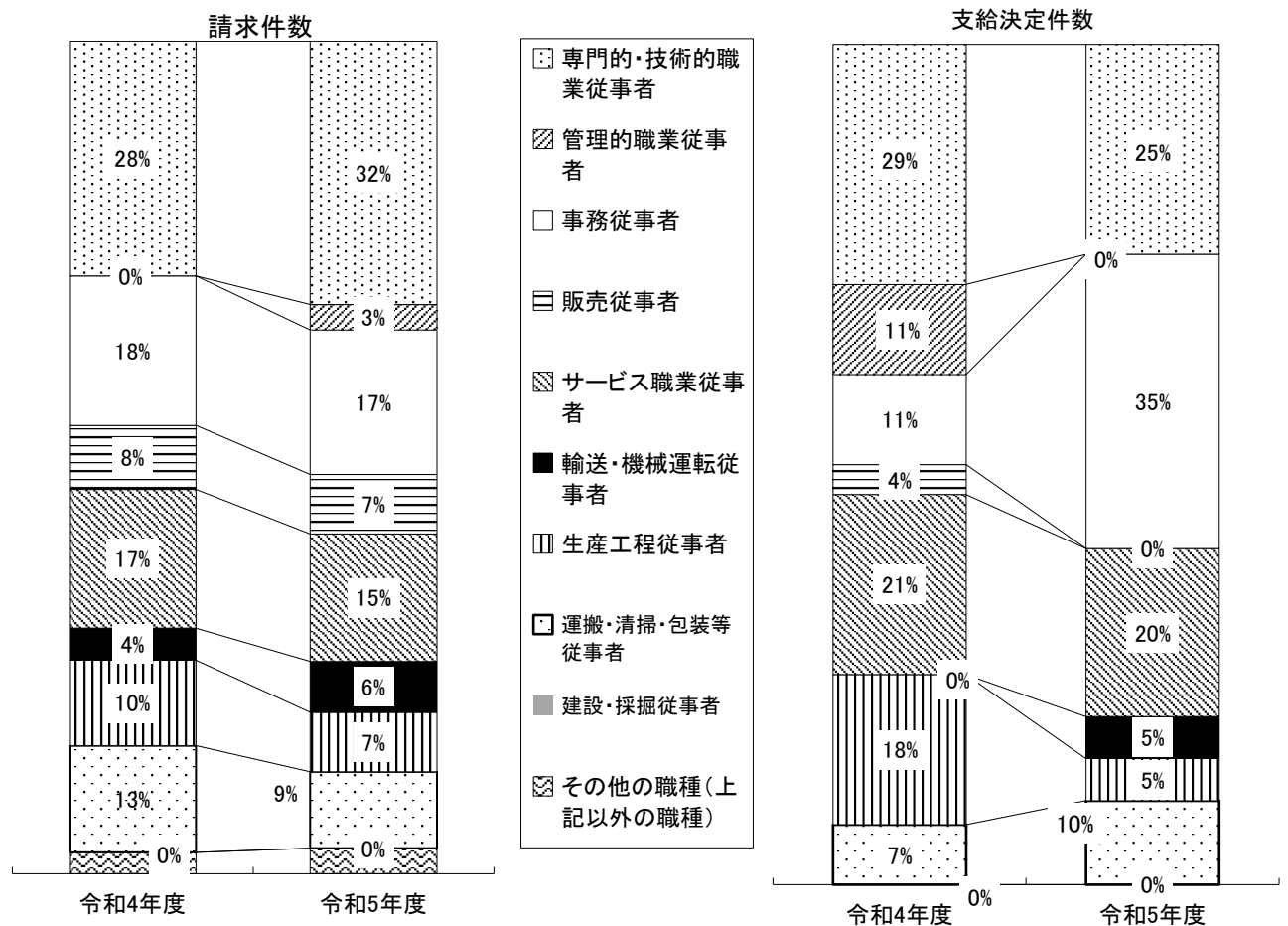


表2-4 精神障害の年齢別請求及び支給決定件数一覧

(件)

年度 年齢	令和4年度						令和5年度					
	請求件数		決定件数				請求件数		決定件数			
		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)	うち支給 決定 件数	うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)		うち自殺 (未遂を含む。)	うち支給 決定 件数	うち自殺 (未遂を含む。)
19 歳 以 下	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20 ～ 29 歳	14	0	20	1	10	1	20	1	15	0	7	0
30 ～ 39 歳	22	1	19	0	6	0	20	0	18	0	5	0
40 ～ 49 歳	26	0	19	1	8	0	27	2	24	1	5	1
50 ～ 59 歳	14	0	12	1	3	0	23	1	19	1	3	1
60 歳 以 上	2	0	3	0	1	0	8	0	5	0	0	0
合 計	78	1	76	3	28	1	98	4	81	2	20	2

図2-4 年齢別構成比

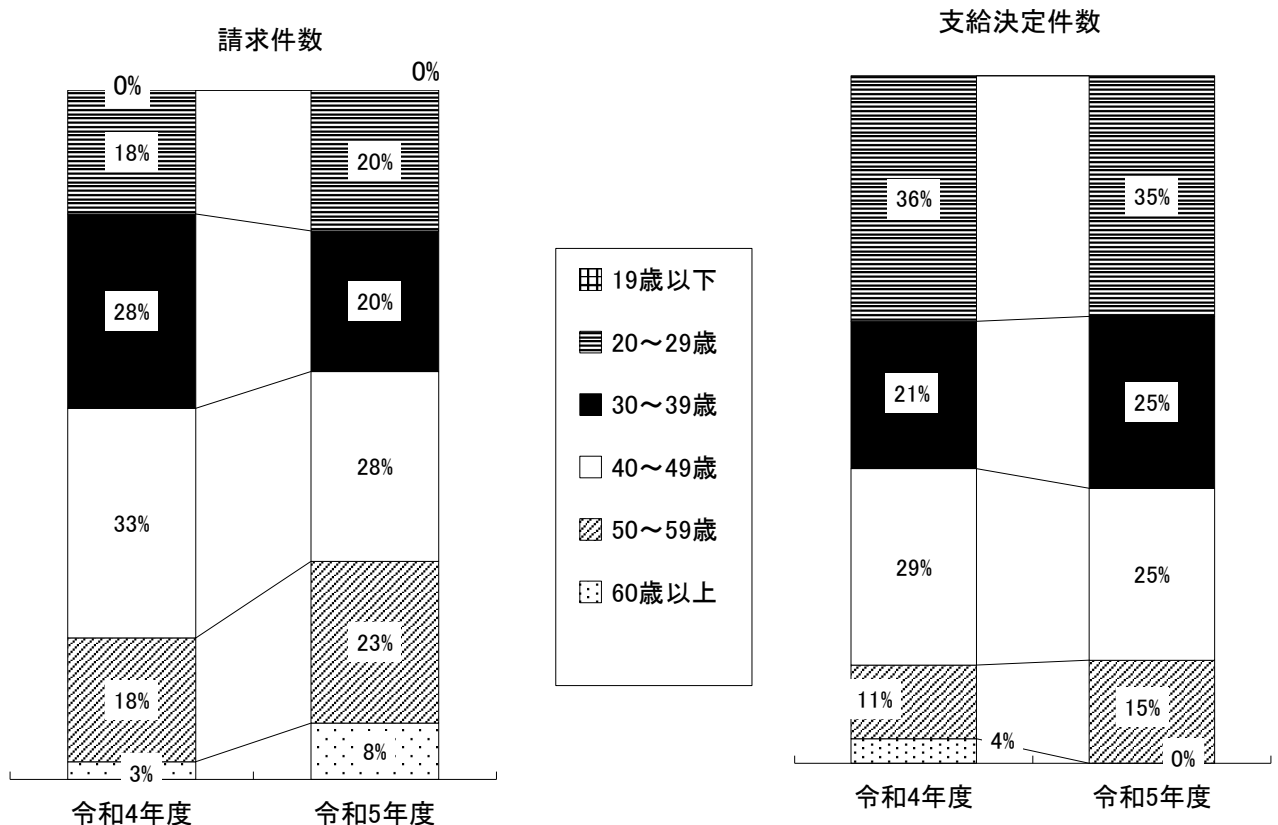


表2-5 精神障害で支給決定された事案
(1か月平均の時間外労働時間数別)

(件)

区分	年度	令和5年度	
			うち自殺 (未遂を含む。)
20 時 間 未 満		1	0
20 時 間 以 上 ～ 40 時 間 未 満		2	0
40 時 間 以 上 ～ 60 時 間 未 満		1	0
60 時 間 以 上 ～ 80 時 間 未 満		2	1
80 時 間 以 上 ～ 100 時 間 未 満		0	0
100 時 間 以 上 ～ 120 時 間 未 満		4	1
120 時 間 以 上 ～ 140 時 間 未 満		0	0
140 時 間 以 上 ～ 160 時 間 未 満		0	0
160 時 間 以 上		0	0
合 計		10	2
(参 考) 支 給 決 定 件 数		20	2

注 本表の合計件数と支給決定件数との差「10件」は、PTSD又は出来事による心理的負荷の程度が特に過重な場合など、労働時間の長さをみるまでもなく支給決定された事案等の件数である。

表2-6 精神障害の就業形態別決定及び支給決定件数一覧

(件)

年度 区分	令和4年度				令和5年度			
	決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
	うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
正規職員・従業員	62	2	23	0	64	2	17	2
契約社員	1	0	1	0	6	0	2	0
派遣労働者	1	0	1	0	2	0	0	0
パート・アルバイト	11	0	2	0	8	0	1	0
その他(特別加入等)	1	1	1	1	1	0	0	0
合 計	76	3	28	4	81	2	20	2

注 雇用形態の区分は以下のとおりである。

1 正規職員・従業員

一般職員又は正社員などと呼ばれているフルタイムで雇用されている労働者。

2 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に雇用され、雇用期間の定めのある労働者。

3 派遣労働者

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている労働者。

4 パート・アルバイト

終業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている労働者。

表2-7 精神障害の出来事別決定及び支給決定数一覧

出来事の種類	具体的な出来事 注1	令和4年度				令和5年度			
		決定件数		うち支給決定件数		決定件数		うち支給決定件数	
		うち自殺		うち自殺		うち自殺		うち自殺	
1 事故や災害の体験	業務により重度の病気やケガをした	2	0	2	0	1	0	0	0
	業務に関連し、悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	5	0	2	0	4	0	1	0
2 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした								
	多額の損失を発生させるなどの重大な仕事上のミスをした	1	0	0	0				
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた					1	0	0	0
	業務に関連し、違法な行為や不適切な行為等を強要された								
	達成困難なノルマが課された・対応した・達成できなかった	1	0	1	0				
	新規事業や大型プロジェクト(情報システム構築等を含む)などの担当になった	2	1	1	1				
	顧客や取引先から対応が困難な注文や要求等を受けた	2	0	0	0	5	0	3	0
	上司や担当者の不在等により、担当外の業務を行った・責任を負った								
3 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の大きな変化を生じさせる出来事があった	2	0	0	0	6	1	1	1
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	2	0	2	0	4	1	2	1
	2週間以上にわたって休日のない連続勤務を行った	3	0	2	0				
	感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した					1	0	0	0
	勤務形態、作業速度、作業環境等の変化や不規則な勤務があった								
4 役割・地位の変化等	退職を強要された	1	0	1	0				
	転勤・配置転換等があった	2	1	0	0	3	0	0	0
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	1	0	0	0				
	雇用形態や国籍、性別等を理由に、不利益な処遇等を受けた	2	1	0	0	2	0	0	0
	自分の昇格・昇進等の立場・地位の変更があった								
	雇用契約期間の満了が迫った								
5 パワーハラスメント	上司等から、身体的攻撃、精神的攻撃等のパワーハラスメントを受けた	20	0	9	0	21	0	5	0
6 対人関係	同僚等から暴行又はひどいいじめ、嫌がらせを受けた	6	0	3	0	4	0	0	0
	上司とのトラブルがあった	6	0	0	0	13	0	0	0
	同僚とのトラブルがあった	7	0	0	0	4	0	0	0
	部下とのトラブルがあった					1	0	0	0
	顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた								
	上司が替わる等、職場の人間関係に変化があった	2	0	0	0				
7 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	6	0	3	0	9	0	7	0
8 特別な出来事 注2		2	0	2	0	1	0	1	0
9 その他 注3		1	0	0	0	1	0	0	0

注1 「具体的な出来事」は、令和5年9月1日付け基発0901号第2号「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(以下「認定基準」という。)別表1による。

2 「特別な出来事」は、心理的負荷が極度のもの等の件数である。

3 「その他」は、評価の対象となる出来事が認められなかったもの等の件数である。